「ちゅうぎん 確定拠出年金個人型プラン」のご案内

中国銀行ホームページで運用商品ごとの **最新の運用実績** がご確認いただけます。

中国銀行　イデコ　検索

中国銀行トップページ ⇒ 商品・サービス ⇒ 個人型確定拠出年金（イデコ） ⇒ 商品ラインアップ

URL: https://www.chugin.co.jp/personal/service/insurance/ideco/lineup/

中国銀行

本冊子は、株式会社中国銀行が、確定拠出年金法における運営管理機関として、「ちゅうぎん確定拠出年金個人型プラン」ご加入に際して、制度の概要と注意事項をご説明するためのものであり、運用方法の情報提供は確定拠出年金運営管理機関としておこなっています。確定拠出年金制度の加入者および運用指図者に対して特定の商品の紹介、説明、推奨および募集をおこなうためのものではありません。

目　次

第 1 章　　確定拠出年金の概要
１．個人型のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
２．加入対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
３．掛金と拠出限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5
４．運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
５．給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
６．税制優遇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8
７．個人型の仕組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 9
８．お申込み手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 10
第 2 章　　ご加入に際しての注意事項
１．制度に加入される前にご理解いただきたいこと・・・・・・・・・・・・・P.13
２．運用リスクについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.14
３．加入時年齢 50 歳以上の場合の留意点について・・・・・・・・・・・・・ P.14
４．手数料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.15
５．掛金の納付・変更・停止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.17
６．還付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.17
７．個人資産の持ち運びについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.18
８．自動移換について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.18
第 3 章　　運用商品ラインアップ
１．運用商品ラインアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.19
２．投資信託商品における主なリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.20
第 4 章　　加入後のお手続き
１．所得控除のお手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.21
２．お届け内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.22
３．脱退一時金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.22
４．第 2 号加入者の加入資格に関する届出について・・・・・・・・・・・・・P.23
５．運用指図について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.24
６．コールセンターについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.25
７．インターネットについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.27

確定拠出年金制度における運営管理業務遂行方針

私ども中国銀行は、確定拠出年金法における運営管理機関として、法令、規則などを遵守するとともに次の項目を遵守し、お客さまに対して適正な運用商品の選定などをおこない、お客さまの保護およびお客さまからの信頼の確保に努めます。

１．　運営管理機関としての中立・公平な立場に立ち、お客さまの知識、経験、財産の状況および投資目的などに照らし、専門的知見にもとづき、お客さまへの適切な商品の選定・提示に努めます。

２．　お客さまご自身の判断によって運用指図がおこなえるよう、運用商品内容やリスク内容などの重要事項のわかりやすい説明と情報提供と説明に努めます。

３．　お客さまからご依頼があるなどの正当な理由なく、深夜や早朝などの不適当な時間帯での訪問・電話による説明や、ご迷惑となる場所などでの説明はおこないません。

４．　お客さまに対して、不確定な事項について断定的な判断を提供したり、確実であると誤認させるおそれのあるような説明はおこないません。

５．　お客さまに対して適正な業務運営がおこなえるよう研修の充実や行内管理体制の整備に努めます。

６．　お客さまからのご意見・ご照会等に対しては、誠実に対応いたします。

株式会社 中 国 銀 行

第１章　確定拠出年金の概要

１．個人型のイメージ

①加入および掛金の拠出

掛金は、拠出限度額の範囲内で加入者本人が拠出します。

②資産の運用

掛金の運用は、加入者が運用商品を選択することにより行います。
途中で運用商品を変更することもできます。

③給付

給付額は、選択した運用商品の実績によって決まります。
原則、60 歳以降に、年金または一時金として給付を受けます。

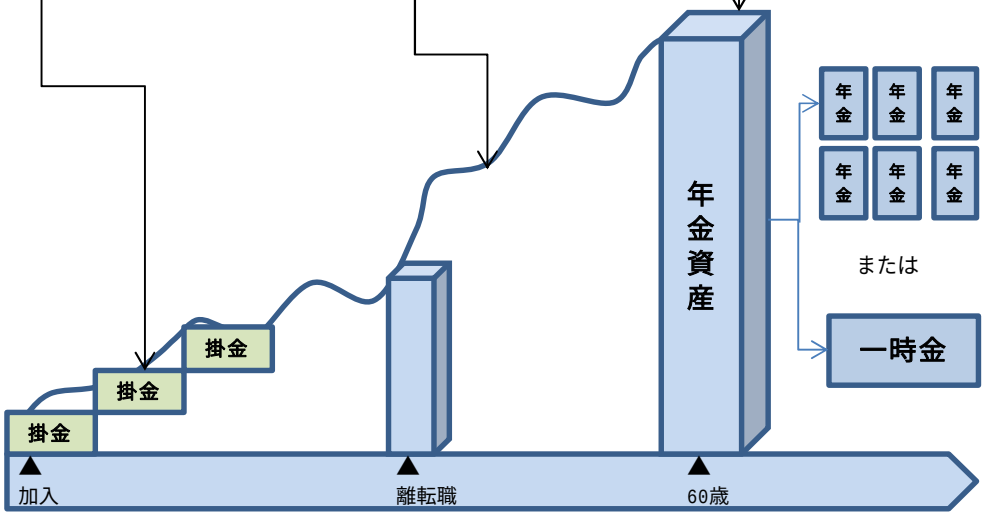

④その他

資産の持ち運び

加入者が離転職した場合には、自分の年金資産を持ち運ぶことができます。

手数料

加入すると、毎月手数料が必要になります。

税制優遇

拠出・運用・給付の各段階において、税制優遇措置があります。

２．加入対象者

確定拠出年金（個人型）には、以下の方が加入できます。

（１）第１号被保険者

20 歳以上 60 歳未満の自営業者とその家族、自由業、農業者、学生の方などもしくは 60 歳以上 65 歳未満の国民年金の任意加入被保険者。ただし、次の方は除きます。

① 農業者年金の被保険者
② 国民年金の保険料を全額免除（ただし、障害基礎年金の受給権者や厚生労働省令で定める施設の入所者は除きます）、または一部免除、学生納付猶予、若年者納付猶予の方

（２）第２号被保険者

原則 65 歳未満の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員の方。確定拠出年金（企業型）、企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金）、国家公務員共済組合、地方公務員共済、私立学校教職員共済制度に加入している場合も加入できます。また 65 歳以上でも加入できる場合がありますので、コールセンターへお問い合わせください。

ただし、確定拠出年金（企業型）を実施する事業所に勤めている方の場合、確定拠出年金（企業型）の規約で確定拠出年金（個人型）加入者になることができると定められていない方を除きます。

（３）第３号被保険者

第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者の方

（４）海外居住者

20 歳以上 65 歳未満で国民年金の任意加入被保険者。

３．掛金と拠出限度額

（１）毎月の掛金額

毎月の掛金額は、拠出限度額の範囲内で**月額 5,000 円以上 1,000 円単位**で、加入者の方が自由に決定することができます。別に届出することにより、特定の月にまとめて拠出したり、毎月異なる掛金額を設定することができます。

掛金額の変更は、毎年 12 月分（1 月引落し）～翌年 11 月（12 月引落し）までの間において、年 1 回のみ行うことができます。

（２）拠出限度額

被保険者種別		拠出限度額
第 1 号被保険者	自営業者　注1	６８，０００円／月
第 2 号被保険者	会社員（企業年金等なし）　注2	２３，０００円／月
	会社員（確定拠出年金のみ）	２０，０００円／月
	会社員（確定拠出年金と確定給付年金等の併用）注3	１２，０００円／月
	会社員（確定給付年金等のみ）注3	１２，０００円／月
	公務員など	１２，０００円／月
第 3 号被保険者	専業主婦など	２３，０００円／月
任意加入被保険者	60 歳以上 65 歳未満の国民年金の任意加入被保険者（海外居住者を含む）	６８，０００円／月

※注１　第 1 号被保険者のうち、国民年金保険料の納付を免除されている方（一部免除を含みます）、猶予を受けている方は加入できません。また、拠出限度額は国民年金基金連合会への掛金と合算になります。

注２　企業年金等とは確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金および私立学校教職員共済のことを指します。

注３　拠出額の上限は、確定拠出年金（企業型）のみ加入の場合は、事業主掛金と合わせて 55,000 円、確定拠出年金（企業型）と確定給付年金等の併用の場合、事業主掛金と合わせて 27,500 円となります。

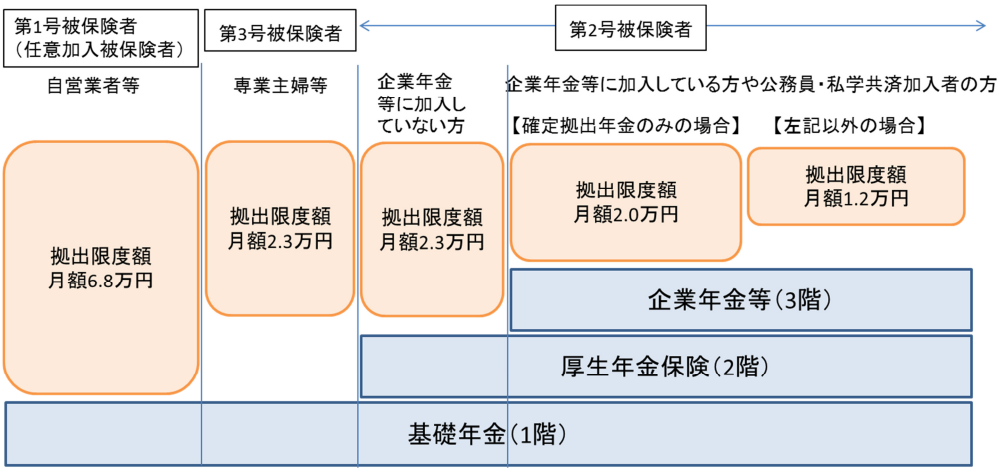

４．運用

確定拠出年金における掛金の運用は、加入者自身が自己責任で運用商品を選択することにより行います。

ちゅうぎん確定拠出年金個人型プランにて提示する運用商品は、第３章「運用商品ラインアップ」の通りです。運用商品の詳細情報、最新の運用実績については、インターネットで確認が可能です。本冊子表面に検索方法を記載しております。

各商品の特徴や仕組みを十分にご理解のうえで運用商品をご選択ください。

５．給付

個人型年金規約に定める以下の給付事由に該当した場合には、それぞれの給付事由にもとづいた給付金を受取れます。給付金を受取るためには、加入者ご本人による給付金の裁定請求手続きが必要です。

給付金の裁定請求に必要な書類につきましては、コールセンターへご請求ください。

給付専用コールセンター：０１２０－１４１４－９２

受付時間　９：００～２１：００

（土・日・祝日、１２月３１日および１月１日～１月３日を除きます。）

（１）給付の種類

給付の種類	給付事由	受取方法
老齢給付金	原則 60 歳以降に受取ることができます。（75 歳までに支給の請求をしなければなりません。） ただし、60 歳時点で通算加入者等期間が 10 年に満たない場合もしくは、満 60 歳以上の方が新たに加入者となる場合についてはお取扱いが異なりますので、14、15 ページをご覧ください。	年金受取 または 一時金受取 （一部を年金として残りを一時金として受取ることもできます。）
障害給付金	法令に定める一定の障害状態になった場合に、年齢に関わらず受取ることができます。	
死亡一時金	加入者が死亡した場合、ご遺族の方に支給されます。 年金を受給中に持分を残して死亡された場合も、ご遺族が残高を受取ることができます。	一時金受取のみ

※加入者等が一定の条件を満たしていれば、例外的に年金資産（脱退一時金）を受取って、制度を脱退することができます。詳しくは、22 ページをご覧ください。

（２）老齢給付金請求について

①資格喪失通知のご案内

「60 歳以降で加入者資格を喪失し、運用指図者となった方」に対して、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社（略称　JIS&T）より「60 歳以降の運用指図者の皆様へ（ご案内）」が郵送されます。郵送時期は原則、第１号被保険者および第 3 号被保険者（加入者を除く）は 60 歳のお誕生日の 1 か月後、第 2 号被保険者は 65 歳のお誕生日の 1 か月後です。

②ご案内には、受給開始年齢が記載されていますので、ご確認をお願いします。

③受給開始年齢に到達された方には、今後の手続きに関する書類も同封されます。

受取方法により、提出書類が相違しますので、ご確認のうえ、同封の JIS&T 宛の返信用封筒にてお手続きをお願いします。

（３）給付の内容

①一時金で受取る場合

裁定請求後約 2～3 か月で給付されます。

②年金で受取る場合

区分	受取内容
受取期間	5 年以上 20 年以下の範囲内で 1 年単位でご指定できます。
受取回数	年 1 回、2 回、3 回、4 回、6 回、12 回の中からご選択できます。
年金受取月	年 1 回受給の場合　12 月 年 2 回受給の場合　6 月・12 月 年 3 回受給の場合　4 月・8 月・12 月 年 4 回受給の場合　3 月・6 月・9 月・12 月 年 6 回受給の場合　偶数月 年 12 回受給の場合　毎月
年金受取日	支払月の 20 日（銀行窓口休業日の場合は、翌銀行窓口営業日）
年金給付額	年金資産を、年金の支給を受ける残りの期間で除した額
給付方法の変更	年金給付開始後 5 年以上経過した時は、選択により残高を全額一時金で受取ることができます。
給付時の手数料	給付時には、1 回の支給につき 440 円（消費税等込）の給付事務手数料がかかります。
年金受給中の運用指図手数料	年金受給中には「給付時の手数料」の他に月額 377 円（消費税等込）の運用指図者手数料がかかります。年金給付のたびに、その時点まで未払いの手数料がまとめて年金給付額から控除されます。

③一部を一時金、残りを年金で受取る場合

受取割合を１０～９０％の範囲で１０％刻みで指定することができます。

６．税制優遇

掛金拠出時、運用時、給付時に税制の優遇があります。

（１）拠出時

掛金は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

サラリーマン A さんの**所得税・住民税軽減額**
【前提条件】年間積立 276,000 円（毎月 23,000 円）
課税所得 400 万円で所得税率 20%、住民税率 10%の場合

年間積立　**２７６，０００**円×**３０**％＝**８２，８００**円

※　あくまで一例であり実際の軽減額はお客さまごとに異なります。

（２）運用時

運用益に対する課税は行われませんので、効率よく運用ができます。（積立金に対して特別法人税が課税されますが、現在課税凍結中です。）

■毎月 1 万円の掛金を 30 年間運用した場合
通常の金融商品では、運用益に対して 20%の税金が課税されます。例えば、年率 2%で運用したとしても、その 20%が税金で差し引かれますから、税引き後の利率は実質的に 1.6%となります。
※復興特別所得税は反映していません。

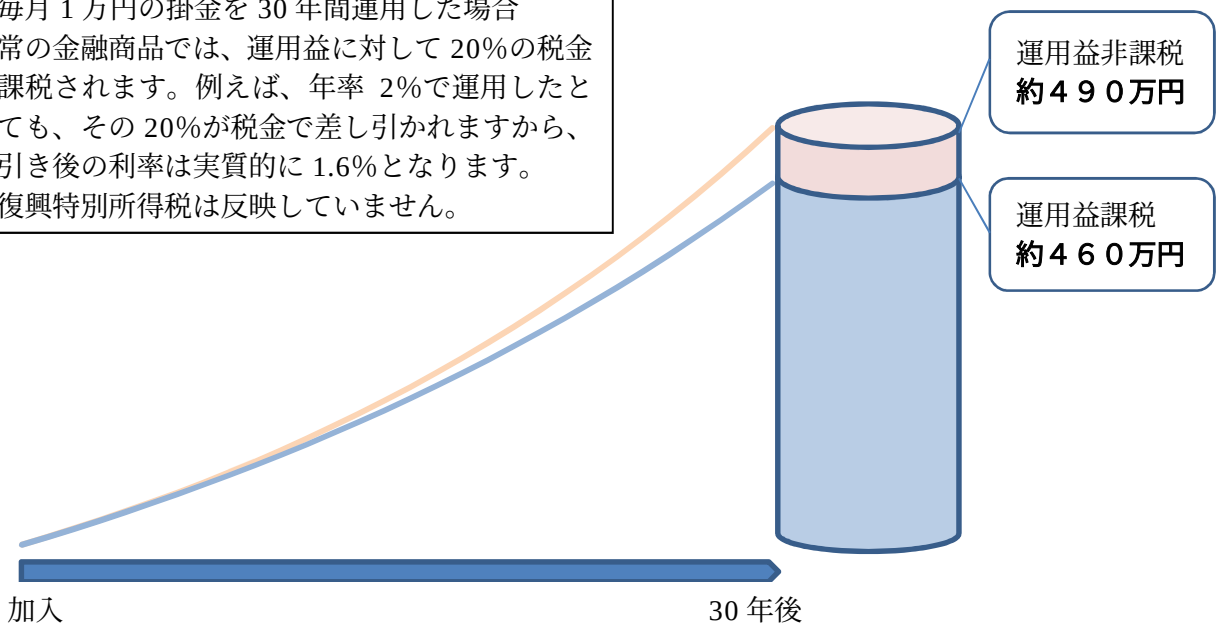

（３）給付時

年金資産を受取るときも各種控除が適用され、一定金額までは課税されません。

給付種類	受取方法	税金の取扱い
老齢給付金	年金	雑所得の対象で**公的年金等控除**が適用されます。
	一時金	退職所得の対象で**退職所得控除**が適用されます。
障害給付金	年金	**非課税**です。
	一時金	
死亡一時金	一時金	相続税の対象となります。
脱退一時金	一時金	一時所得の対象となります。

７．個人型の仕組みについて

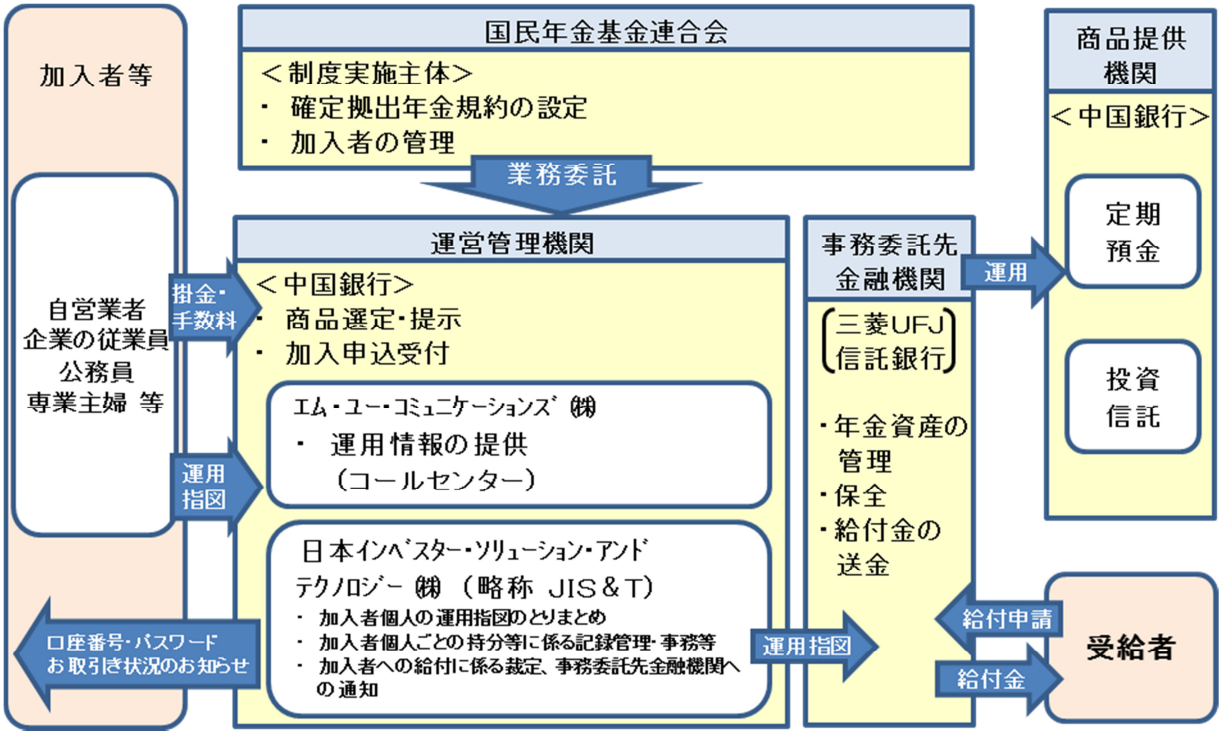

○　国民年金基金連合会
確定拠出年金（個人型）制度の実施主体です。中国銀行は運営管理機関として、国民年金基金連合会から確定拠出年金（個人型）の業務委託を受けております。

○　エム・ユー・コミュニケーションズ株式会社
中国銀行がコールセンター業務を委託している会社です。加入者の方からのお問い合わせを受付けております。電話を受けたオペレーターがお客さまの情報を閲覧しながら回答いたします。

○　日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社（略称：JIS&T）
中国銀行が加入者の記録管理を委託している会社です。確定拠出年金の記録管理業務を行うために、複数の金融機関が出資して設立されました。

８．お申込み手続きの流れ

（１）個人型確定拠出年金制度や資産運用についての確認

ご加入のお手続き前に、『「ちゅうぎん確定拠出年金個人型プラン」のご案内』（本冊子）などをお読みください。

『「ちゅうぎん確定拠出年金個人型プラン」のご案内』（本冊子）	お手続きやサービス内容について説明しています。
『確定拠出年金はじめよう！』	個人型確定拠出年金の制度に関する内容および資産運用に関する内容を説明しています。

（２）掛金額の決定

掛金の納付については、次の 2 種類の方法があります。

①毎月定額で納付

毎月の拠出限度額の範囲で 5,000 円以上 1,000 円単位で決定します。

②納付月と金額を指定して納付

1 年間（※）のうちで、納付月と金額を指定して掛金を決定します。

1 回の掛金額は、「5,000 円×該当納付月数」の金額以上、該当納付月数の拠出限度額以下で、1,000 円単位で決定します。

この納付方法を選択する際には、「加入者月額掛金額登録・変更届（K－030）」の提出が必要です。また、事業主払込を希望される方は、事業主さまに対応が可能か確認していただいてからお申込みをお願いします。

なお、「納付月と金額を指定して納付」を選択される場合、翌月分（翌々月納付）以降の掛金について設定していただくようになりますので、申出の翌月引落額は「0 円」で設定する必要があります。また、11 月にお申込みをされる場合は「納付月と金額を指定して納付」を選択することが出来ませんので、ご注意ください。

※1 年間：前年 12 月分（1 月引落し）～当年 11 月分（12 月引落し）

【年単位での設定例】

（設定条件：第 1 号加入者の事例）

・拠出限度額：月額 6.8 万円
・拠出区分：12 月分～5 月分、6 月分～11 月分（1 年間を 2 期間に区分）
・納付月（掛金引落し月）：6 月・12 月（年 2 回納付）
・拠出限度額：12 月分～5 月分　⇒　6.8 万円×6 か月分＝40.8 万円
　　6 月分～11 月分　⇒　6.8 万円×6 か月分＝40.8 万円
・実際の拠出額：12 月分～5 月分　⇒　30 万円（限度額枠：10.8 万円余り）
　　6 月分～11 月分　⇒　51.6 万円（１年内の前拠出区分の余りを活用）

（例）第１号加入者の個人型年金の拠出限度額（月 6.8 万円）

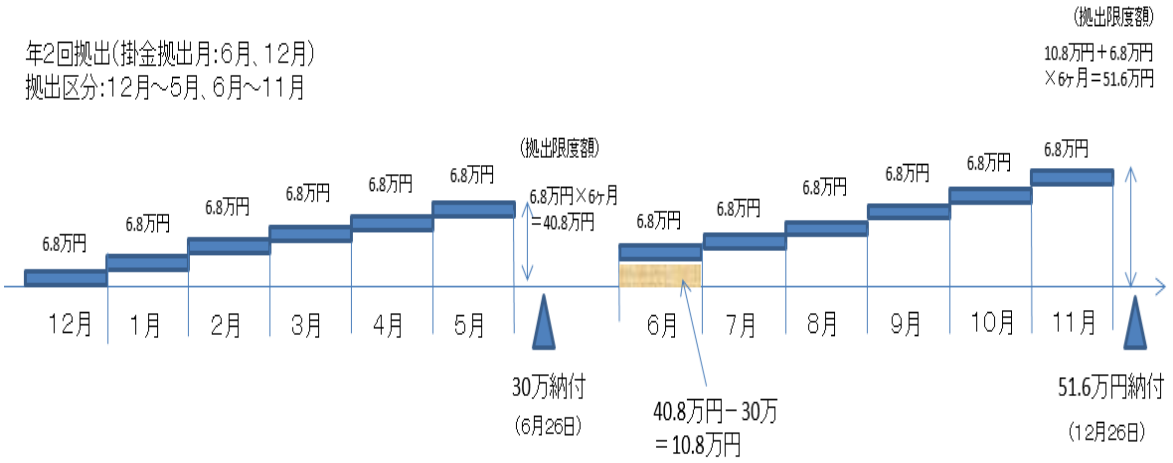

（ポイント）

① 事例では、（12 月分掛金～5 月分掛金）の限度額の枠が 10.8 万円余っているため、次拠出区分（6 月分掛金～11 月分掛金）の限度額に 10.8 万円上乗せできます（翌年には繰り越せません）。

② 拠出区分は、1 区分（年 1 回）～12 区分（毎月）まで、任意に決めていただけます。

③ 拠出区分ごとに掛金額が同一である必要はありません。

④ 11 月分（12 月納付）の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定する必要があります。（11 月分（12 月納付）は必須。「0 円」の設定はできません。）

（3）運用商品・運用割合の決定

確定拠出年金では、運用の指図は加入者の皆さまご自身が行います。運用商品は、第３章「運用商品ラインアップ」の通りです。運用商品の詳細情報、最新の運用実績をご覧いただき、各商品の特徴や仕組みを十分にご理解のうえで、運用商品および運用割合をご決定ください。

（4）加入申出書類のご提出

加入申出書に必要事項を記入のうえ、その他必要書類とともに当行窓口にてお申込みください。

（5）国民年金基金連合会の資格審査

お申込み書類は、中国銀行にてとりまとめのうえ国民年金基金連合会に送付され、国民年金基金連合会にて加入者の資格や拠出限度額の確認が行われます。

（6）「個人型年金加入確認通知書」などの受領

お申込み手続きが完了すると、次の書類が郵送されます。

○ 個人型年金加入確認通知書・個人型年金規約・加入者の手引き（国民年金基金連合会より発送）
○ 個人型年金移換完了通知書（国民年金基金連合会から発送）（移換を行った場合のみ）
○ 口座開設のお知らせ（JIS&T より発送）
○ コールセンター／インターネット　パスワード設定のお知らせ（JIS&T より発送）

（7）掛金拠出の開始

初回掛金の拠出は、お申込みの時期によりお申込みの翌月または翌々月 26 日（休日の場合は翌営業日）から口座振替により開始されます。

詳しくは「個人型年金加入通知書」にて開始時期・掛金額をご案内しますので、ご確認ください。なお、掛金での運用商品購入は、原則として掛金引落日の 13 営業日以降となります。

（8）資産運用の開始

掛金の配分割合変更や預替え（スイッチング）は、コールセンター・インターネットにて行ってください。

第２章　ご加入に際しての注意事項

１．制度に加入される前にご理解いただきたいこと

（１）給付の受取りは原則 60 歳からです。（途中引出しはできません）

・個人型確定拠出年金は、税制優遇を受けながら老後の資金を積み立てていく年金制度ですので、**年金給付開始前の脱退や資産の途中引出しは、原則、認められていません**。
・特定の要件を満たしている場合のみ、脱退が認められます。脱退要件については、22 ページをご覧ください。

（２）制度へ加入されると毎月管理手数料がかかります。

・初回掛金からは、加入手数料 2,829 円（消費税等込）と管理手数料 482 円（消費税等込）が差し引かれます。2 回目以降の掛金からは、管理手数料 482 円（消費税等込）が差し引かれた金額で運用商品が購入されます。
・掛金の払込を中止して、それまで積み立てた資産の運用のみを行うこともできます。その場合も、管理手数料が毎月発生し、1 年に 1 回資産残高から差し引かれます。

（３）自己責任に基づく年金制度です。

・確定拠出年金は、ご加入者の皆さまが自己の責任で年金資産の運用を行う制度です。将来の受取額はご加入者の運用の結果によって異なります。
・ご加入者の**運用の結果によっては受取額が掛金総額を下回ることがあります**。

（４）運用商品はその特性を十分理解して選択してください。

・運用商品の詳細情報、最新の運用実績については、インターネットで確認が可能です。本冊子表面に検索方法を記載しております。各商品の特徴や仕組みを十分にご理解のうえで運用商品をご選択ください。投資信託は元本確保型商品ではありません。商品により、リスクやリターンなどの商品特性が異なりますのでご留意ください。

（５）50 歳以上で加入されると、60 歳では受給できない場合があります。

・老齢給付金の受給開始年齢は、加入される年齢によって異なります。詳細は、14、15 ページをご覧ください。

（６）加入者の方の掛金は、あらかじめ指定していただいた所定の日に納付することが必要です。

・**前納・追納という制度はありません**。
・第 1 号被保険者および第 3 号被保険者は、掛金の納付は 60 歳到達までとなりますが、任意加入被保険者は、所定の手続きをすることで 60 歳以降も掛金の納付が可能となります。詳しくはコールセンターへお問い合わせください。
・第 2 号被保険者は、掛金の納付は 65 歳までとなり、60 歳以降で掛金の納付を停止する場合は所定の手続きが必要となります。詳しくはコールセンターへお問い合わせください。
・掛金の引落は、原則加入者資格喪失の年齢となる誕生月で終了し、以後は運用指図者となりま

す。誕生日が 1 日の場合、引落は加入者資格喪失の年齢となる誕生月の前月までです。
・「納付月と金額を指定して納付」を選択された方は、加入者資格喪失の年齢に到達した以降の月の掛金については、拠出されません。
・加入者資格を喪失し、運用指図者となっても、受給が終了するまで管理手数料が、個人別資産残高から差し引かれます。

２．運用リスクについて

確定拠出年金は加入者ご本人が自らの判断で運用商品を決定し、その運用結果によって給付額が変動する制度です。運用商品によっては価額が変動するものもあり、投資元本を下回る可能性があります。

（１）預金についての注意事項

預金は元本確保型の確定利回り商品です。預金は預金保険の対象となります。(預金者一人あたり元本 1,000 万円とその利息が保護されます。それを上回る額については状況に応じて払戻されます。)

（２）投資信託についての注意事項

① 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
② 投資信託は、株式・債券・商品など（外貨建てを含みます）の価格の変動をともなう金融商品に投資するため、各市場の変動により投資元本を割込むことがあります。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスクとして、価額変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク等があります。（これらのリスクについては、20 ページの説明をご覧ください。）
③ 投資した資産の減少を含むリスクは、購入されたお客さまが負うことになるため、お取引きによって生じた損益は、お客さまに帰属します。
④ 投資信託のお申込みにあたっては、保有期間中には信託報酬がかかります。また一部のファンドには、信託財産留保額が基準価額から差し引かれるものがあります。
⑤ 投資信託は委託会社が運用しているもので、当行が運用しているものではありません。
⑥ 当行でお取扱いする投資信託は、投資者保護基金の規定にもとづく支払い対象ではありません。

３．加入時年齢 50 歳以上の場合の留意点について

確定拠出年金は原則 60 歳からの給付となりますが、60 歳時点での通算加入者等期間（確定拠出年金「企業型」での加入期間等も含みます。）が 10 年に満たない場合は、加入期間に応じて 61 歳以降からの受給開始となります。

加入期間	受給開始年齢
10 年以上 （50 歳の誕生日月までに加入）	60 歳
8 年以上 （50 歳 1 か月以降　52 歳の誕生日月までに加入）	61 歳
6 年以上 （52 歳 1 か月以降　54 歳の誕生日月までに加入）	62 歳
4 年以上 （54 歳 1 か月以降　56 歳の誕生日月までに加入）	63 歳
2 年以上 （56 歳 1 か月以降　58 歳の誕生日月までに加入）	64 歳
1 か月以上 （58 歳 1 か月以降に加入）	65 歳

・通算加入者等期間を有しない満 60 歳以上の方が加入者となった場合、加入した日から 5 年を経過した日より老齢給付金の受給が可能となります。
・掛金の拠出終了後は、受給開始年齢までの期間はそれまで積み立てた資産の運用のみを行います。
・運用指図者の期間は、所定の運用指図者手数料をお客さまの資産からご負担いただくため、当該期間におけるお客さまの運用状況によっては、手数料相当額の資産が取り崩されることにより元本が減少する場合があります。

４．手数料について

ちゅうぎん確定拠出年金個人型プランに関わる手数料は、次のとおりになります。

（１）加入手数料・移換手数料（加入時・移換時）

（消費税等込）

項目 （支払先）	金額	お支払い方法
加入手数料 （国民年金基金連合会）	加入時　**２，８２９**円	初回掛金から差し引かれます。
移換手数料 （国民年金基金連合会）	移換時　**２，８２９**円	移換金から差し引かれます。

（２）管理手数料（加入中）

（消費税等込）

項目	内訳（支払先）	**加入者手数料** （掛金を拠出する方）	**運用指図者手数料** (掛金を拠出せず、運用のみを行う方)
管理手数料	国民年金基金連合会	１０５円	―
	運営管理機関 （中国銀行）	３１１円	３１１円
	事務委託先金融機関 （三菱 UFJ 信託銀行）	６６円	６６円
	合計	**４８２円／月**	**３７７円／月**
お支払い方法		掛金から差引かれます	積立資産より差引かれます

（３）給付に関する手数料（給付時）

（消費税等込）

項目 （支払先）	金額	お支払い方法
給付に関する手数料 （事務委託先金融機関）	給付１回につき**４４０**円	給付金より差し引かれます。

（４）注意事項

①加入者（掛金を拠出する方）の手数料は、掛金から控除されます。

掛金からご負担いただきますので、実際に運用する金額は、掛金から手数料を差引いた金額になります。したがって、口座から引落とされた掛金がそのまま運用金額になりませんので予めご了

承ください。

②**掛金を拠出せず運用のみを行う場合にも、運用指図者手数料が年金資産から控除されます。**

掛金を拠出せず運用のみを行う場合には、運用指図者の手数料をお客さまの資産からご負担いただきます。したがって、お客さまの運用状況によっては、手数料相当額の資産が取り崩されることにより、元本が減少する場合があります。

③**給付を受ける方（受給者）の手数料は、お受取りになる給付金からご負担いただきます。**

５．掛金の納付・変更・停止について

（１）掛金は翌月払いになります。

加入申出をされた月の翌月２６日から掛金の引落しが始まりますが、国民年金基金の取りまとめが毎月２０日であるため、その日までに加入申出が間に合わなかった場合は、翌々月の２６日から掛金の引落しが始まります。この場合、初回掛金については２か月分が合算で引落されることになります。

（２）掛金については、前納・追納という制度はありません。

口座振替日に引落しができない場合、その月の掛金は拠出されなかったという扱いになります。（前もって、またはさかのぼっての拠出は一切できません。）

一方、加入者手数料のうち、運営管理機関手数料・事務委託先金融機関手数料につきましては、拠出の有無にかかわらず必要となります。この場合、拠出のなかった月の手数料については次回以降に拠出される掛金からあわせて控除されます。（複数月の手数料が控除されることになります。）

（３）掛金額の変更

掛金額の変更は、前年 12 月分（1 月引落し）～当年 11 月（12 月引落し）までの間で、年１回のみ行うことができます。また、掛金の停止については、随時行うことができます。手続きの詳細はコールセンターへお問い合わせください。

なお、「納付月と金額を指定して納付」を選択された方は、掛金の変更申請をする翌月分（翌々月納付）以降の掛金について設定していただくようになりますので、申出の翌月引落額は変更前の掛金額を設定する必要があります。

６．還付について

（１）還付

還付とは、次の①～③の事象が発生した場合に、拠出した掛金に相当する金額を引落口座へ戻すことをいいます。なお、還付時には還付手数料が、還付の都度差し引かれます。

①国民年金（第１号被保険者）の保険料、厚生年金保険（第２号被保険者）の保険料が納められていない月に確定拠出年金の掛金が引落されたとき（その月の掛金を還付）

②加入者の資格を有しない方が掛金の拠出をしたとき（資格を有しない期間の掛金を還付）

③法令および個人型年金規約に定める限度額を超えて掛金の拠出をしたとき（限度額を超過した金額を還付）

※　還付の対象となった掛金について、所得控除を受けている場合は修正申告が必要になります。修正申告の手続きについては、税務署にお問い合わせください。

（２）還付手数料

（消費税等込）

<table>
<tr><th colspan="2">項目
（支払先）</th><th>金額</th><th>お支払い方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">還付事務手数料</td><td>還付１回につき１，４８８円</td><td rowspan="3">還付金より差し引かれます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内訳</td><td>還付事務手数料
（国民年金基金連合会）</td><td>１，０４８円</td></tr>
<tr><td>還付事務手数料
（事務委託先金融機関）</td><td>４４０円</td></tr>
</table>

７．個人資産の持ち運びについて

これまで確定拠出年金（企業型）に加入していた方が 60 歳前に退職した場合、これまで積み立てた個人資産を個人型プランなどに持ち運ぶ（移換する）必要があります。

①移換手続きは２～３か月程度かかります。

②これまで積み立てた資産は全て売却され、「個人別管理資産移換依頼書 及び 配分指定書」に記入した運用割合であらためて運用商品を購入します。

③以前に加入していた企業型確定拠出年金の制度内容によっては、これまで積み立てた資産が会社へ返還される場合があります。

８．自動移換について

確定拠出年金（企業型）に加入していた方が、その資格を喪失した日（退職した日の翌日）の属する月の翌月から起算して 6 か月以内に個人資産の持ち運び手続きを行わなかった場合、資産は国民年金基金連合会に自動移換され、手続きされるまでの間、国民年金基金連合会で仮預かりとなります。

（１）自動移換の留意点

①年金資産に対する運用指図が行えなくなり、十分な年金額を確保できない可能性があります。

②将来、給付金を受け取る際にはいったん個人型確定拠出年金に移換しなければなりません。

③自動移換後の期間は確定拠出年金の通算加入者等期間とはみなされないため、老齢給付金の受取り開始の時期が遅くなる場合があります。

（２）自動移換された場合の手数料

年金資産から次の手数料が控除されます。（個人別管理資産がない方からは手数料は引かれません）。

①自動移換時　（消費税等込）

項目		金額	お支払い方法
自動移換手数料		**４，３４８**円	年金資産より差し引かれます。
内訳	特定運営管理機関	３，３００円	
	国民年金基金連合会	１，０４８円	

②その他

項目	金額
自動移換者である間の管理手数料 （自動移換された後４か月目から発生します）	**５２**円／月
自動移換者が年金資産を企業型確定拠出年金・個人型確定拠出年金に移換するとき	**１，１００**円

※一旦自動移換された後、加入等手続き（加入者や運用指図者となる手続き）をされる場合は、自動移換時に上記の手数料をお支払いいただいたうえ、加入手数料等についてもご負担いただくこととなりますので、十分ご注意ください。

第３章　運用商品ラインアップ

１．運用商品ラインアップ

運用商品の詳細については、インターネットで確認が可能です。本冊子表面に検索方法を記載しております。各商品の特徴や仕組みを十分にご理解のうえで運用商品をご選択ください。

（1）元本確保型

カテゴリー	商品名	取扱金融機関
定期預金	ちゅうぎんスーパー定期(3年)	中国銀行
	ちゅうぎん自由満期型定期預金	中国銀行

（2）投資信託

カテゴリー	商品名	運用会社	信託報酬 (消費税等込)	信託財産 留保額
バランス	DIAMライフサイクル安定	アセットマネジメントOne	1.65%	ー
	DIAMライフサイクル安定成長	アセットマネジメントOne	1.65%	ー
	DIAMライフサイクル成長	アセットマネジメントOne	1.65%	ー
	マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	0.198～ 0.242%	ー
	マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	0.198～ 0.242%	ー
	マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	0.198～ 0.242%	ー
	DC 世界経済インデックスファンド	三井住友トラスト・アセットマネジメント	0.55%	ー
	グローバル3倍3分法ファンド	日興アセットマネジメント	0.484%	ー
	投資のソムリエ＜DC 年金＞	アセットマネジメントOne	1.21%	ー
国内債券	ニッセイ国内債券インデックス	ニッセイアセットマネジメント	0.132%	ー
国内株式	DIAM日経225ノーロードオープン	アセットマネジメントOne	0.55%	ー
	ちゅうぎん日経225インデックスファンド	中銀アセットマネジメント	0.495%	ー
	DIAM 国内株式インデックスファンド	アセットマネジメントOne	0.242%	ー
	ダイワトピックスインデックス	大和アセットマネジメント	0.275%	ー
	ちゅうぎん日本大型株アクティブファンド(愛称：未来のゆめ)	中銀アセットマネジメント	1.045%	ー
	ダイワバリュー株オープン	大和アセットマネジメント	1.672%	ー
	野村リサーチアクティブオープン	野村アセットマネジメント	1.122%	ー

外国債券	ダイワ外国債券インデックス	大和アセットマネジメント	0.253%	―
外国株式	インデックスファンド海外株式	日興アセットマネジメント	0.924%	0.3%
	米国株式インデックス・ファンド	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	0.495%	―
	全世界株式インデックス・ファンド	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	0.528%	―
	＜DC＞ベイリー・ギフォード・世界長期成長株ファンド	三菱 UFJ アセットマネジメント	1.0395%	―
新興国債券	三菱UFJDC新興国債券インデックスファンド	三菱 UFJ アセットマネジメント	0.374%	―
新興国株式	野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	野村アセットマネジメント	0.275%	―
国内リート	MHAM Jーリート REITインデックスファンド＜DC年金＞	アセットマネジメントOne	0.55%	―
外国リート	野村世界 REIT インデックスファンド	野村アセットマネジメント	0.363%	―
その他	三菱 UFJ 純金ファンド	三菱 UFJ アセットマネジメント	※ 0.55%	―

※投資対象とする ETF における信託報酬を含めた実質的な信託報酬は年 0.99%（消費税等込）です。

２．投資信託商品における主なリスク

（１）価格変動リスク

（ア）株価変動リスク

株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクのことをいいます。株式を投資資産として保有する投資信託は、その価格が下落した場合には、基準価額が低下する可能性があり、投資元本を割込むことがあります。

（イ）為替リスク

為替相場の変動の影響によるリスクのことをいいます。外貨建て資産を組入れた投資信託は、為替相場が円高に進んだ場合、円資産の価値が下がり、投資信託の基準価額が低下する可能性があり、投資元本を割込むことがあります。

（ウ）金利リスク

債券を売却（換金）するときに、債券の市場価格が金利変動の影響により値上がりしたり、値下がりしたりすることをいいます。債券を投資資産として保有する投資信託は、市場の金利水準が上昇すると債券の価格が下がり、投資信託の基準価額が低下する可能性があり、投資元本を割込むことがあります。

（２）信用リスク

株式や債券の発行体が財務状況の悪化または倒産することにより、損失が発生する可能性のあることをいいます。株式や債券の発行体が倒産した場合、基本的には株式・債券の価値は「ゼロ」となり、それらを組込んでいる投資信託の基準価額は低下する可能性があり、投資元本を割込むことがあります。

（３）流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、株式や債券を市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被る可能性があり、投資元本を割込むことがあります。

（４）カントリーリスク

ある国の株式や債券などへ投資する場合、その国の政治的・経済的な見地からみて不測の事態が生じた場合に損失を被る可能性があり、投資元本を割込むことがあります。

第４章　加入後のお手続き

１．所得控除のお手続き

（１）個人事業主等（第１号被保険者）の手続き

所得控除を受けるために、確定申告の手続きが必要です。「小規模企業共済等掛金払込証明書」（ハガキ）が国民年金基金連合会から 10 月下旬に届きますので、合計金額を「確定申告書」の**「小規模企業共済等掛金控除欄」**にご記入のうえ、「確定申告書」を所轄税務署へご提出ください。なお、小規模企業共済にも加入している場合は個人型確定拠出年金の掛金と小規模企業共済の掛金の合計額を記入してください。

「小規模企業共済等掛金払込証明書」（ハガキ）の一部

例えば、毎月の掛金額が 68,000 円の場合

本年 9 月までに払い込まれた金額	¥612,000 -
10～12 月に払い込まれる予定金額	¥204,000 -
合計金額	¥816,000 -

「確定申告書」の一部（イメージ）

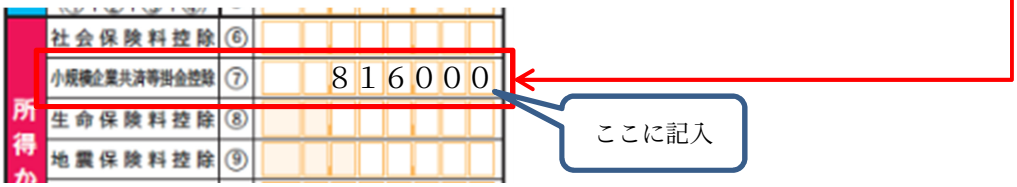

（２）会社の役員・従業員（第２号被保険者）の手続き

個人払込（個人口座から引落）の場合、所得控除を受けるために、原則、年末調整の手続きが必要です。「小規模企業共済等掛金払込証明書」（ハガキ）が国民年金基金連合会から 10 月下旬に届きますので、合計金額を「給与所得者の保険料控除申告書」の**「小規模企業共済等掛金控除（個人型年金加入者掛金）欄」**にご記入のうえ、「給与所得者の保険料控除申告書」と「小規模企業共済等掛金払込証明書」を会社へご提出ください。

「小規模企業共済等掛金払込証明書」（ハガキ）の一部

例えば、毎月の掛金額が 23,000 円の場合

本年 9 月までに払い込まれた金額	¥207,000 -
10～12 月に払い込まれる予定金額	¥69,000 -
合計金額	¥276,000 -

「確定申告書」の一部（イメージ）

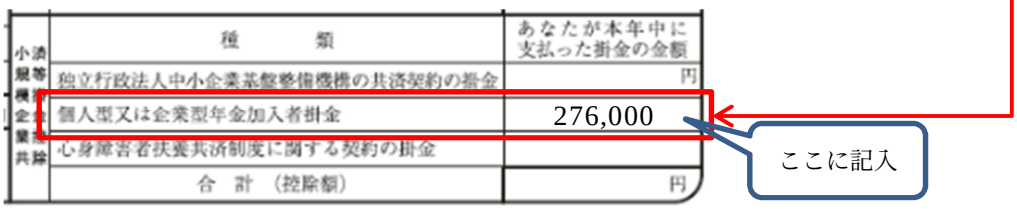

（３）注意事項

（ア）初回の掛金引落が 10 月～12 月の方には、「小規模企業共済等掛金払込証明書」（ハガキ）は 10 月下旬には発行されず、払込が確認でき次第、順次届きます。

（イ）事業主払込（給与から天引き）の場合、「小規模企業共済等掛金払込証明書」（ハガキ）は発行されません。会社が給与等の金額から確定拠出年金の掛金を控除して源泉徴収額を計算するため、手続きは不要です。

２．お届け内容の変更

お名前・ご住所や、国民年金被保険者種別などお届出内容に変更があった場合、所定の届出が必要です。届出がない場合、掛金が納付できなかったり、還付されるケースがございますので、必ず手続きをお願いいたします。手続きの詳細はコールセンターへお問い合わせください。

変更内容	提出書類
加入者･運用指図者が氏名･住所を変更するとき　（注 1）	加入者等氏名・住所変更届
加入者が掛金の引落口座や金融機関を変更するとき	加入者掛金引落機関変更届 預金口座振替依頼書
加入者が掛金額を変更するとき	加入者掛金額変更届 （加入者月別掛金額登録・変更届）
加入者が掛金拠出を停止するとき （第 2 号被保険者が 65 歳到達までに確定拠出年金（個人型）の加入をやめたい場合（注 2））	加入者資格喪失届
国民年金被保険者種別が変更になったとき	加入者被保険者種別変更届 （加入者月別掛金額登録・変更届）
転職したとき	転職前後の状況によってご提出いただく書類が異なりますので、コールセンターへお問い合わせください。

※注１　銀行口座の届出住所変更とは別に、国民年金基金連合会への届出が必要になります。

注 2　第 1 号被保険者および第 3 号被保険者は、任意加入被保険者の申込みおよび、確定拠出年金（個人型）継続加入の手続きを行わない限り、60 歳で資格喪失します。詳しい手続きにつきましてはコールセンターへお問い合わせください。

３．脱退一時金について

確定拠出年金では、原則として 60 歳になるまで年金資産の引き出しが認められていませんが、離職・退職などにより、次の**脱退一時金の受給要件の１～７のすべての要件を満たす場合**には、例外的に制度から脱退のうえ脱退一時金を受給することもできます。

脱退一時金の受給要件
１．60 歳未満であること ２．企業型 DC の加入者でないこと ３．iDeCo に加入できない者であること ４．日本国籍を有する海外居住者（20 歳以上 60 歳未満）でないこと ５．障害給付金の受給権者でないこと ６．企業型 DC の加入者および iDeCo の加入者として掛金を拠出した期間が 5 年以内であること又は個人別管理資産の額が 25 万円以下であること ７．最後に企業型 DC 又は iDeCo の資格を喪失してから資格喪失日から 2 年以内であること

※　平成 28 年 12 月 31 日までに資格喪失をされた場合には、この他にも脱退できる場合がありますので、コールセンターへお問い合わせください。

※　要件３の「iDeCo に加入できない者」とは以下の方になります。

・国民年金第１号被保険者であって、保険料の免除を申請している、または、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方

・日本国籍を有しない海外居住の方

４．第２号加入者の加入資格に関する届出について

（１）国民年金の第 2 号被保険者である個人型年金加入者については、年に 1 回、加入資格の変動状況をお勤め先の企業に証明していただく必要があります。

（２）証明の手続きとしては、お勤め先の企業宛に送られる「第 2 号加入者の届出書兼第 2 号加入者に係る事業主の証明書」に回答のうえ、提出いただきます。

（３）「第 2 号加入者の加入資格に関する届出書」に基づき、国民年金基金連合会で加入資格の継続を確認できた方については、その他の手続きはありません。「対象者が退職済み」などの場合、国民年金基金連合会から加入者あてにその方に応じた手続きのお願いが送られますので、内容をご確認のうえ、手続きを行ってください。

（４）お勤め先の企業から「第 2 号加入者の加入資格に関する届出書」の提出がない場合、国民年金基金連合会から加入者宛に提出のお願いが送られますので、お勤め先の企業へ提出をご依頼ください。

（５）企業あるいは加入者からの書類が一定の期限内に提出されない場合、掛金の引落が停止される場合がありますのでご注意ください。詳しくは国民年金基金連合会からの通知をご確認ください。

５．運用指図について

確定拠出年金は加入者自身が運用指図をおこなう制度です。運用指図は以下の２通りの方法により実施することができます。どちらも JIS&T にて「加入者口座番号」「パスワード」が発行された後はコールセンターおよびインターネットにて手続きが可能です（コールセンターおよびインターネットについては、27 ページ～34 ページをご覧ください）。

（1）配分指定

掛金について、どの運用商品を何%購入するかを決めることをいいます。
購入する割合は１%単位で合計１００%になるようにご指定ください。

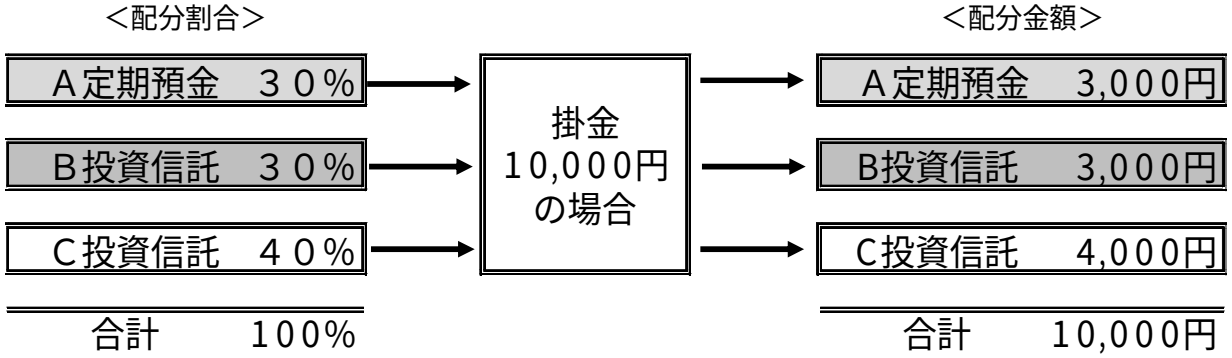

当初、配分指定を行っていなかった場合には、入金された掛金、移換資産は現金相当の資産として、どの商品でも運用されない状態で管理されます。

「指定運用方法」とは、どの商品でも運用されない状態を解消するために、一定期間経過すると自動的に商品を購入するよう運営管理機関が定めた商品のことです。
当行では、指定運用方法を以下のとおり定めています。

指定運用方法	中国銀行ＤＣ専用自由満期型定期預金（最大預入期間５年）
選定理由	本商品で長期運用を行った場合、満期に応じてあらかじめ定められた利息収益を得ることができます。物価上昇によって資産価値が目減りする可能性（インフレリスク）はありますが、預金保険制度の対象であり、安全性が高い元本確保型の商品であることを重視し、本商品を指定運用方法に選定します。

※指定運用方法については変更する場合があります。

特定期間、猶予期間

初回掛金が入金されてから、運用指図が無いまま特定期間（３か月）が経過すると、「特定期間経過のお知らせ」がＪＩＳ＆Ｔより加入者宛に通知され、さらに猶予期間（２週間）経過後も運用指図が無ければ、自動的に「指定運用方法」の商品が購入されます。

（2）スイッチング

これまで積立てた資産の一部または全部を、他の運用商品に変更することをいいます。回数に制限はありませんので、自由に資産内容を変更することができます。

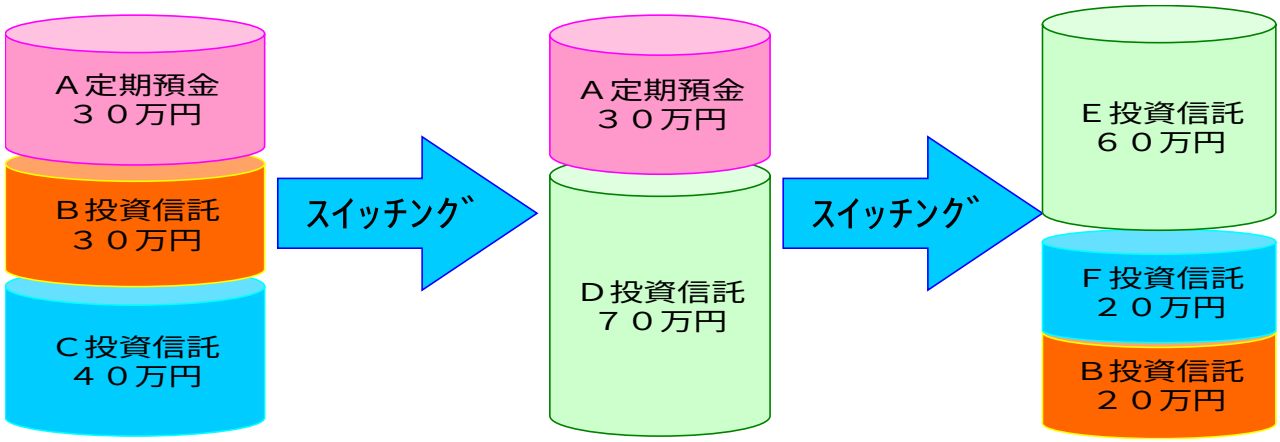

６．コールセンターについて

各種ご相談につきましては、「ちゅうぎん確定拠出年金コールセンター」へご連絡していただき、その後相談内容に合わせて必要な操作をおこなってください。

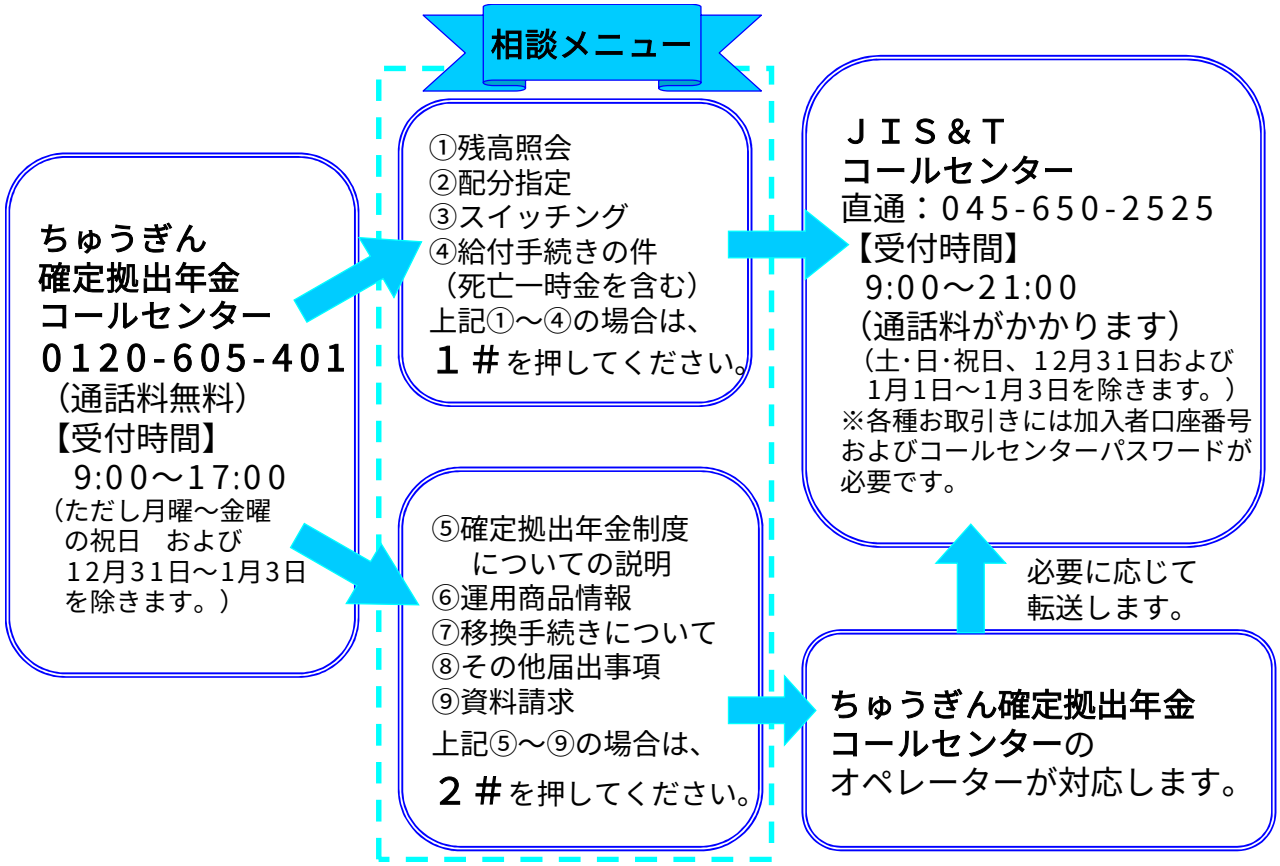

※ちゅうぎん確定拠出年金コールセンターに電話をして「１＃」を押すと、JIS&T コールセンターにつながります。この場合、通話料はかかりません。

○加入者口座番号またはパスワードを紛失された場合は・・・

１．加入者口座番号について

加入者口座番号は、加入時に JIS&T より郵送される「口座開設のお知らせ」に記載しています。「口座開設のお知らせ」を紛失された場合は、基礎年金番号をお手元にご準備のうえ、下記番号へお問い合わせください。

加入者口座番号相談専用ダイヤル：045-210-9412（通話料がかかります）

※加入者口座番号以外のお問い合わせはご遠慮ください。

２．パスワード再発行について

パスワードは「コールセンターパスワード」・「インターネットパスワード」ともに加入時に JIS&T より郵送されます。紛失された場合は、JIS&T コールセンターへご連絡ください。（JIS&T コールセンターへダイヤル後、加入者口座番号を入力し「１＃」を押すと JIS&T のオペレーターへつながります。その後本人認証をおこない、確認がとれればパスワードの再発行が可能となります。）

７．インターネットについて

＜中国銀行（個人のお客さま）TOP ページ＞　　https://www.chugin.co.jp

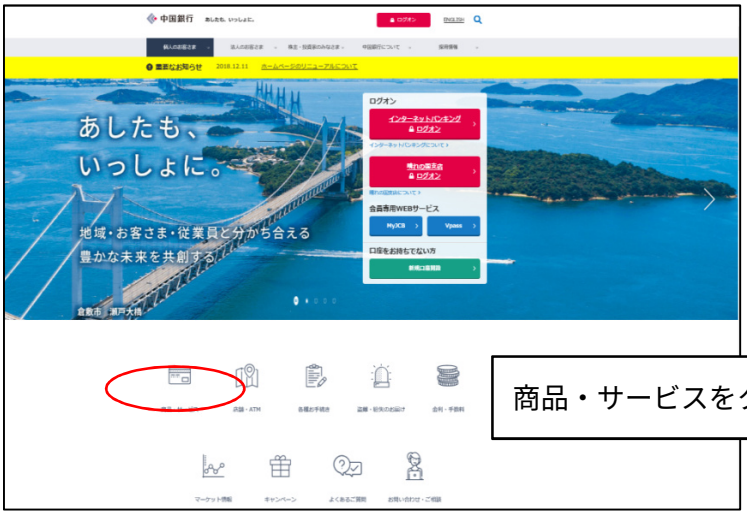

商品・サービスをクリック

この QR コードから
ログインページに
アクセスできます。

（参考）法人のお客さま→商品・サービス→確定拠出年金（企業型）のページからも入れます。

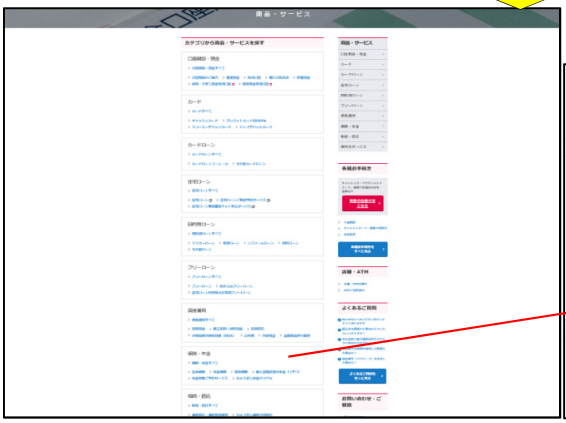

個人型確定拠出年金(イデコ)をクリック

（確定拠出年金専用サイト）

e-navi をクリック

(外部サイトへ移動します)

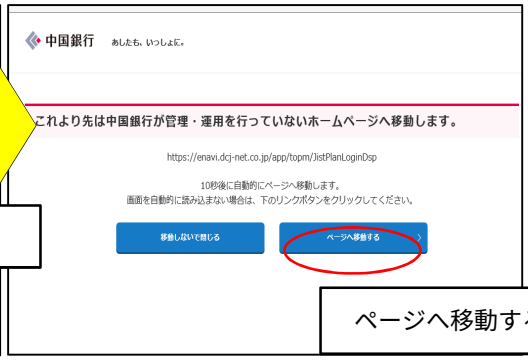

ページへ移動するをクリック

＜加入者専用サイトログイン画面＞

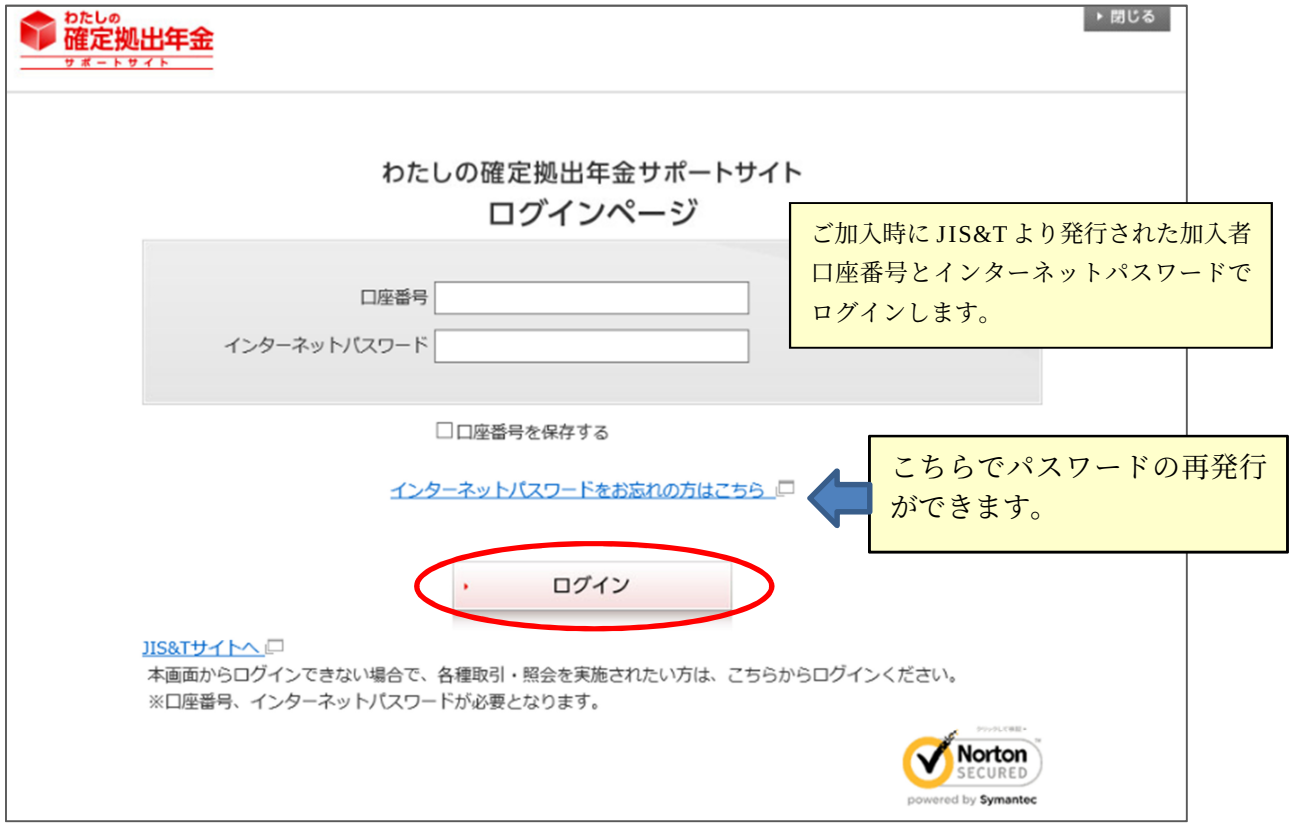

（ご参考）パスワード再発行画面

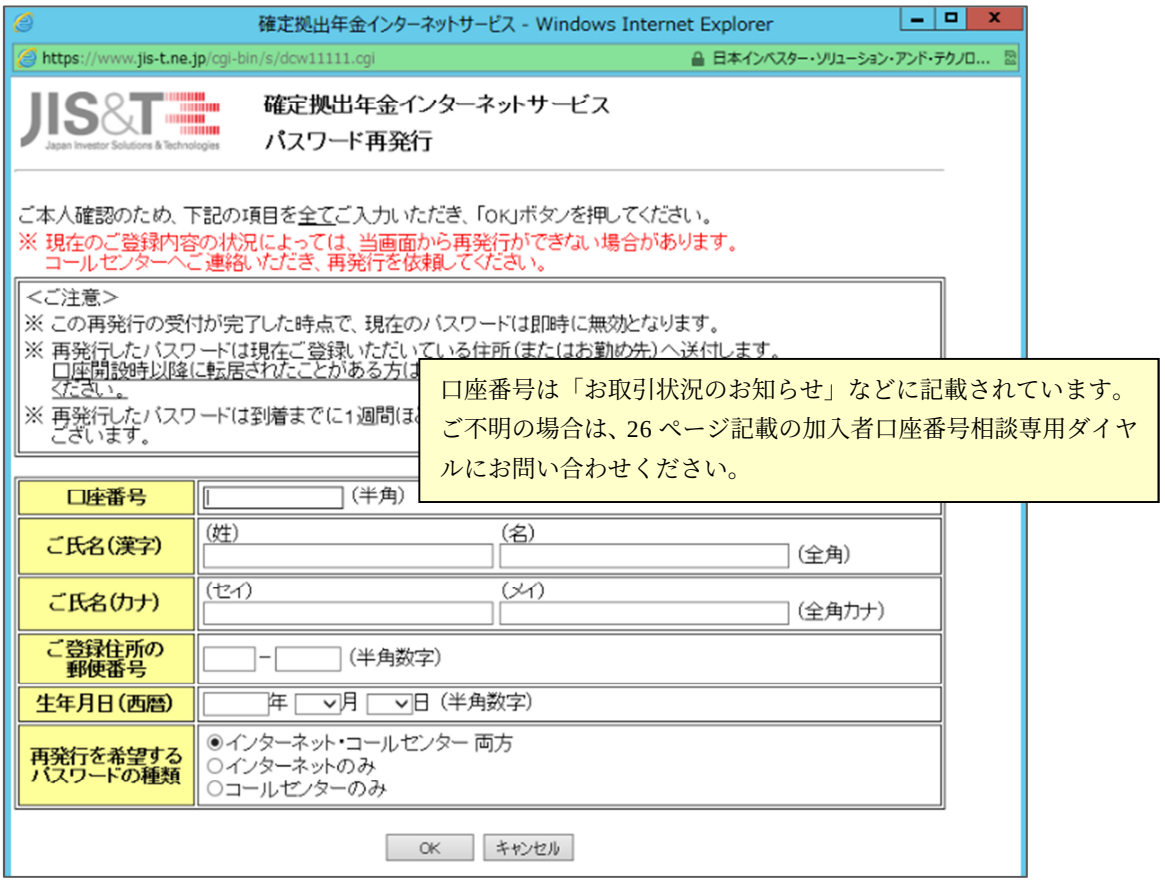

≪個人サイト画面≫
TOP 画面

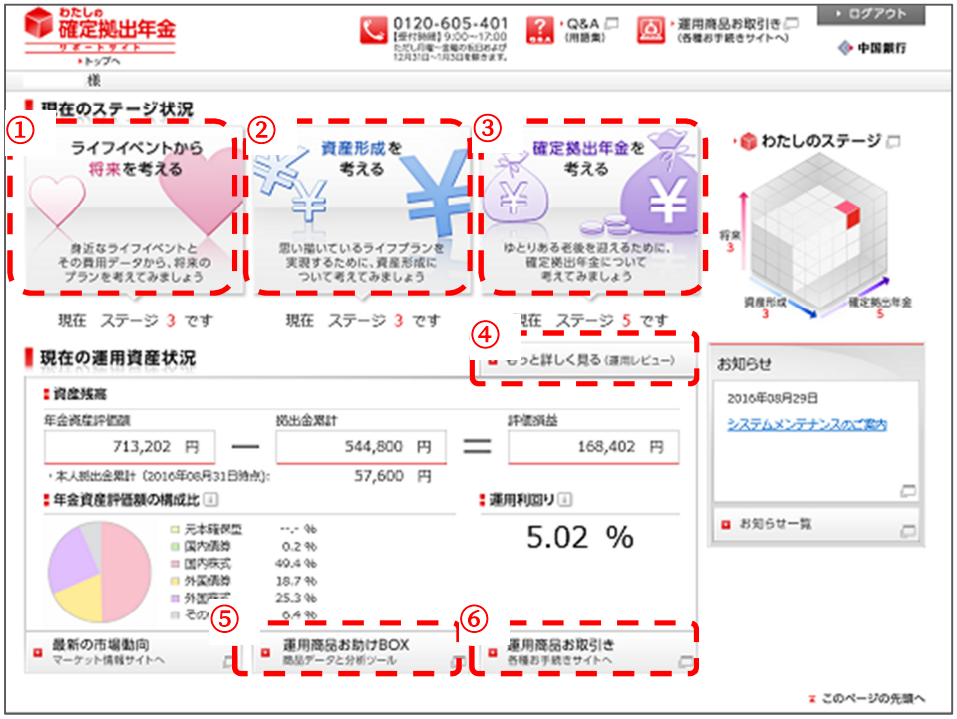

① をクリック：身近なさまざまなライフイベントとその費用から将来のプランを考えていただくためのメニューです。

② をクリック：ご自身の資産形成について考えていただくためのメニューです。

③ をクリック：ゆとりある老後に向けて、確定拠出年金の上手な活用方法について考えていただくためのメニューです。

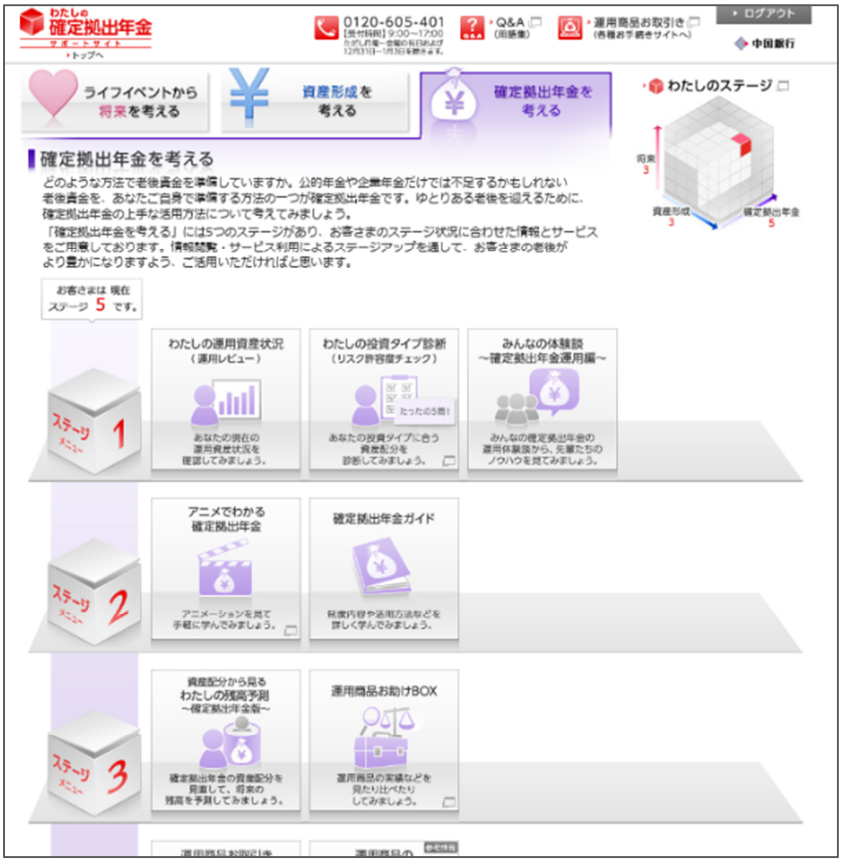

④ をクリック：JIS&T の画面に遷移します。
運用状況、過去からの推移、商品ごとの運用状況を確認できます。

○評価損益照会

○拠出情報照会

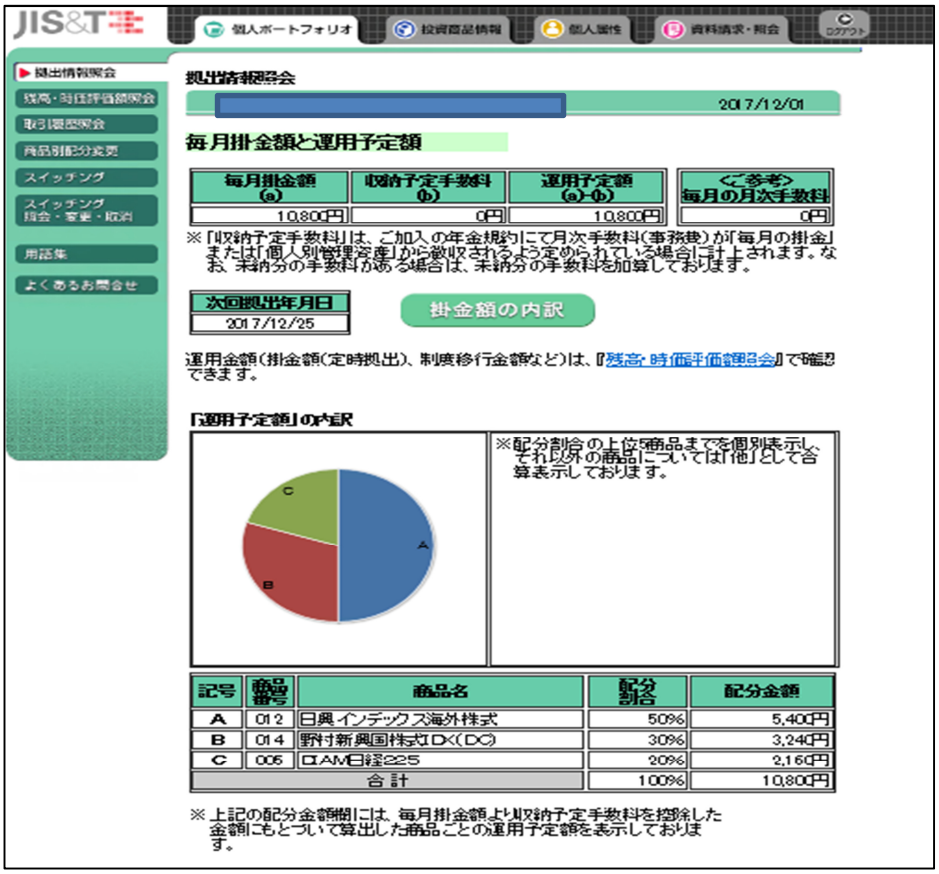

⑤ をクリック：運用商品の実績などを確認できます。

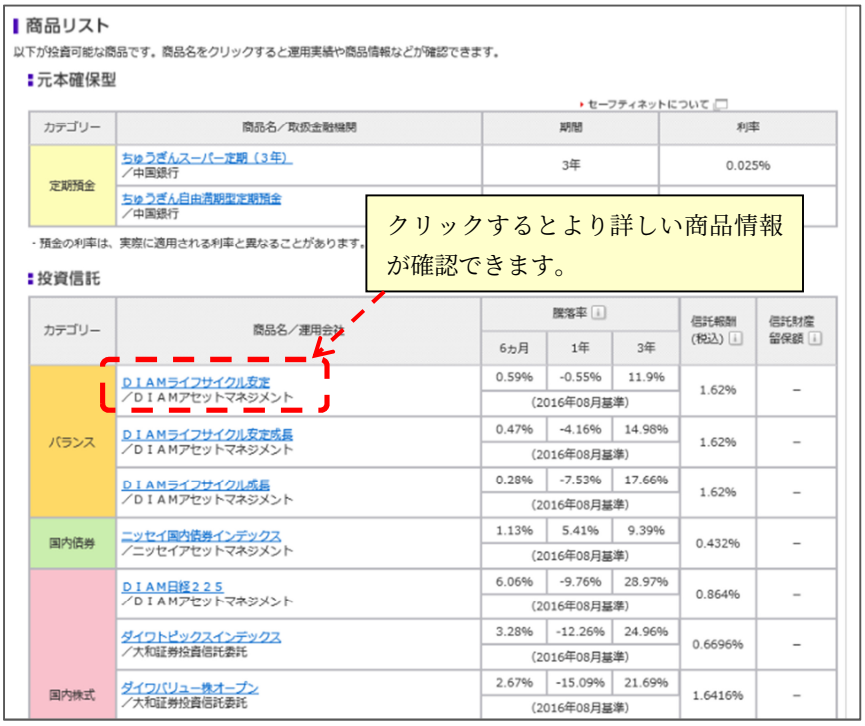

１．スイッチング（すでに保有している商品の切替）

①中国銀行からジャンプした先

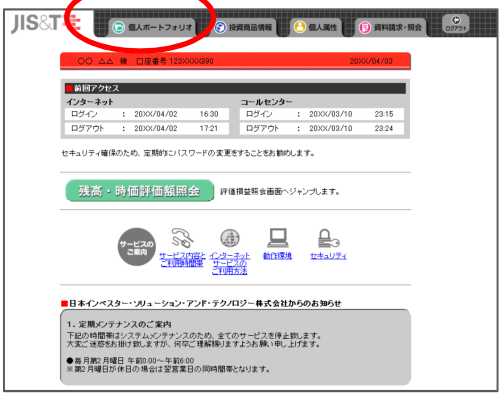

②個人ポートフォリオ

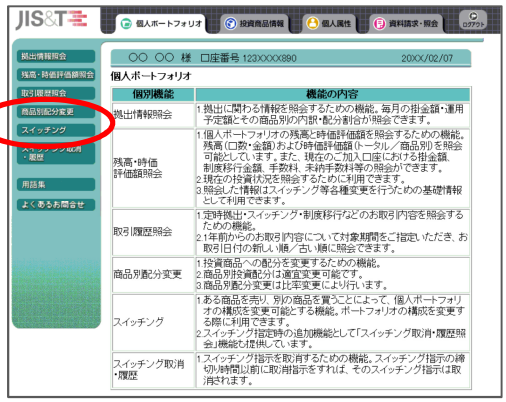

③スイッチングをクリックすると
現在の保有商品一覧が表示されます。

④切替えたい商品を選ぶと、売却額と代わりに
購入する商品を選ぶ画面が表示されます。

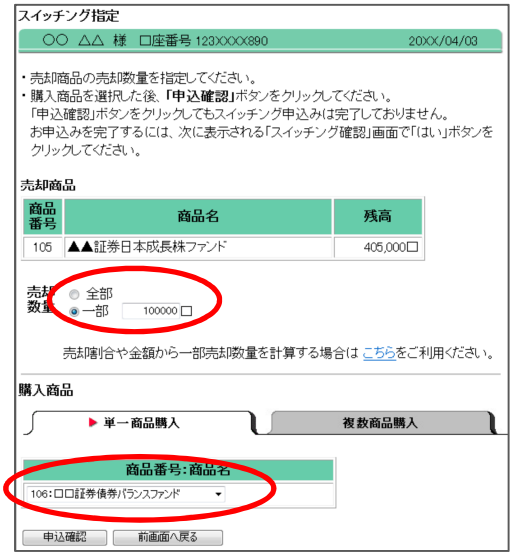

⑤内容確認の画面に切替ります。「はい」を
クリックするまで、申込みは確定しません。

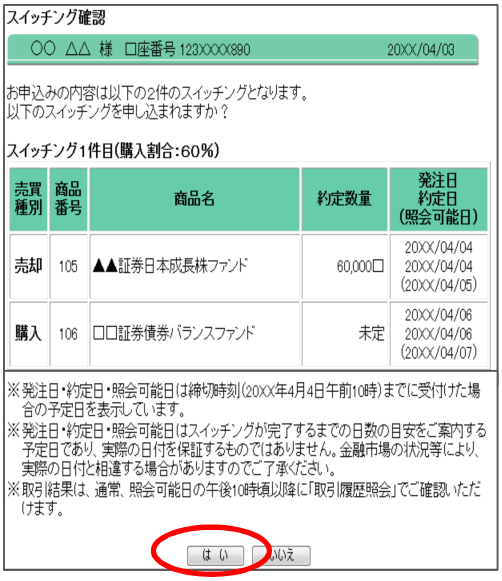

⑥手続き完了。他にもスイッチングがあれ
ば同じく手続きをします。

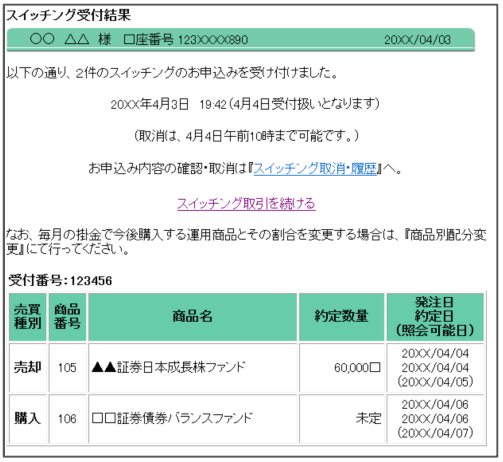

２．配分変更（これから振込まれる資産の配分を変更）

①中国銀行からジャンプした先

②個人ポートフォリオ

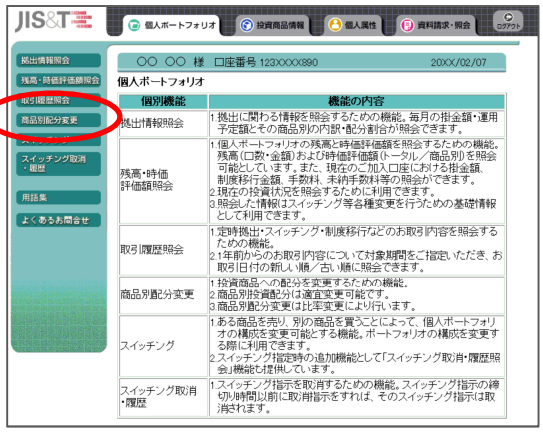

③商品別配分変更を選択します。
　100%になるまで配分をご指定ください。

④変更後の内容を確認します。「はい」を
　クリックするまで、申込みは確定しません。

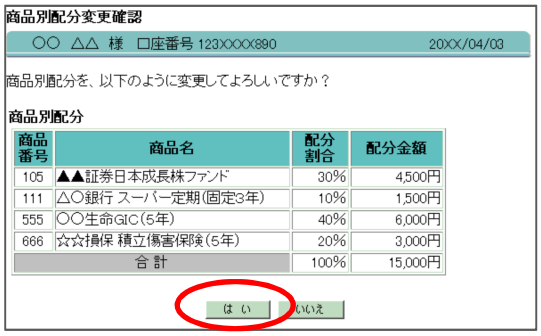

⑤手続き完了。

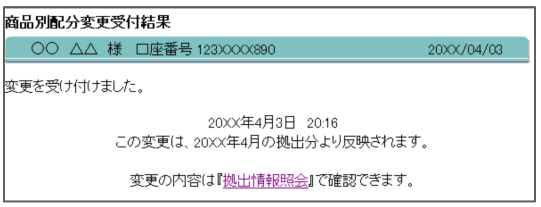

個人情報の利用目的について

国民年金基金連合会は、加入者等のみなさまからお預かりした個人情報は、確定拠出年金法の業務をおこなうために必要な範囲で利用させていただきます。具体的には、以下のとおりです。

○ 制度への加入資格の審査など、制度への加入手続
○ 制度への加入後の加入資格の確認など、加入者等のみなさまの加入状況の把握およびその記録の管理
○ 掛金の収納、手数料の徴収など制度における必要な費用の受領
○ 運用商品の指図
○ 資産の管理
○ 給付および脱退一時金の支給
○ 企業型確定拠出年金制度および他の企業年金制度との間の移換手続
○ 自動移換者の状況の把握およびその記録の管理
○ 個人別管理資産額その他必要な事項の加入者等への通知
○ 個人型確定拠出年金制度に関する情報の提供
○ 個人型年金の健全な発展を図るために必要な調査・研究

お問い合わせ先

お問い合わせは「ちゅうぎん確定拠出年金コールセンター」で承ります。

フリーダイヤル：

０１２０－６０５－４０１（老後（ろうご）のそなえは４０１ｋで）

(9:00～17:00　ただし月曜～金曜の祝日および 12 月 31 日～1 月 3 日を除きます)

確定拠出年金 運営管理機関 ：株式会社 中国銀行

〒７００－８６２８

岡山市北区丸の内１－１５－２０

（ソ営・第 208 号・2024 年 3 月 1 日現在）